

(公印省略)

2宗介 第520号
令和2年7月14日

居宅介護支援事業所 管理者 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(介護保険課審査指導係)

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る居宅サービス計画の届出について（通知）

平素より本市介護保険事業運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

平成30年10月以降、訪問介護における生活援助中心型サービスにつきましては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっている居宅サービス計画について、市町村への届出を義務付け、その居宅サービス計画について、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととなっています。

平成30年10月以降に、基準回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた居宅サービス計画を作成又は変更されたケースについては、すでに届出をいただいているところですが、この度、『「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る居宅サービス計画の届出書』の様式を作成しましたので、今後は居宅サービス計画書等に添付して提出をお願いします。

記

1 対象となる居宅サービス計画

以下の①②両方に当てはまる居宅サービス計画を対象とします。

- ① 各月の訪問介護における生活援助中心型サービスが厚生労働大臣が定める回数以上のもの
- ② 平成30年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画

《厚生労働大臣が定める回数》

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
回数	27回	34回	43回	38回	31回

2 提出物

- ① 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る居宅サービス計画の届出書（別紙様式）
- ② アセスメント（利用者基本情報を含む）
- ③ 利用者又はその家族から同意を得た居宅サービス計画第1表～7表（第5表を除く）の写し
- ④ 訪問介護計画書

3 提出期限

居宅サービス計画を作成又は変更した翌月の末日まで（前回通知ではサービス提供開始月の5日までとしていましたが、国からの通知に合わせて変更しています。）

提出した居宅サービス計画について、計画期間中の変更がない限りは、同居宅サービス計画での再提出は不要です。

4 その他

厚生労働大臣が定める回数は上限ではなく、届出の要否の基準です。

上記1に該当し、市に居宅サービス計画を提出した場合であっても予定通り支援を進めていただいで結構です。なお、市では提出された居宅サービス計画について、必要に応じて追加書類の提出や多職種による「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る居宅サービス計画の検討会議（以下「多職種検討会議」という。）等への出席をお願いする場合がありますのでご協力ください。

5 様式掲載場所

宗像市ホームページ>健康・保健・福祉・子育て>年金・医療・介護>介護保険>事業者向け
>居宅介護支援

《参考》

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）
第 13 条第 18 号の 2
- ・「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について 介護保険最新情報 Vol.652
- ・厚生労働省老健局事務連絡（H30.10.9 付） 介護保険最新情報 Vol.685
- ・「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.7）（平成 30 年 11 月 7 日）」の送付について
介護保険最新情報 Vol.690

【問い合わせ先】

宗像市健康福祉部介護保険課審査指導係

TEL : 0940-36-9557